

## 「H29小規模なリゾートホテル」の製図に関する質疑応答

### 【会員からの質問】

・質問メールをそのままを記載

いつもお世話になり、ありがとうございます。

質問ですが、予測課題3のように、「**屋外テラス**(の一部)」を**ピロティ内**に計画しても問題はないでしょうか。

課題では要求室の**特記事項**に書かれてありますが、「**その他の施設等**」に書かれている場合でも、同じ捉え方でよいのでしょうか。

直前になってしまいました。よろしくお願いいたします。いろいろな情報が飛び交っていますが、御社の資料はどれも参考になるものばかりで、とても心強いです。情報を選択し、集中することが大切です。試験前日にエスキスの手順を再確認します。

### 【解答】

「**屋外テラス**(の一部)」を**ピロティ内**に計画しても問題はないでしょうか。

⇒屋外テラスは、ピロティ内に計画しても**問題ない**。

質問は、柱が残った空間をピロティと解釈して、その中に計画しても良いかということで、問題ない。H26標準解答例1では、2階の柱内、上に屋根(軒天の位置内の図となっている)が示されており、この解釈からすると、屋外テラスは、ピロティ内で良いとなる(その隣りにバルコニーあり)。

そもそも、テラスやバルコニーなどは、それを示す明確な建築基準法がない。

言葉としての歴史的判断では、バルコニーは「2階以上で外壁からせり出した手摺付きの部分」で、テラスは、古いフランス語から引用されており、「盛り土で地面より高く扉などと繋がる部分」となる。

現在は、あいまいな意味のまま、一般的には、テラスは、椅子やテーブルのある比較的広いスペースを指していて、H26標準解答例もそのような意図で示されている。

従って、ある程度広く、椅子やテーブルがあれば、その場所は、1階でも2階でも上に天井や屋根があっても問題ないとなる。

課題では要求室の**特記事項**に書かれてありますが、「**その他の施設等**」に書かれている場合でも、同じ捉え方でよいのでしょうか。

⇒「**特記事項**」でも「**その他の施設等**」でも**同じ**である。

屋外テラスは、H26出題では、「**その他の施設等**」で出題された。その時に、「**特記事項**」でもレストランの中に「屋外テラスと一体的に利用できるように」との指示文があった。

予測課題3では、見落としを想定して、あえて「**その他の施設等**」には書かなかった(H26パターンをあえて避けることで見落としとなる点に注意させるため)。

どこに書いてあっても、条件は同じである。